

## 障がい者等自発的活動支援事業を開始します

障がいのある方とその家族(以下「障がい者等」という。)が、自立した生活を送ることができるよう、団体が自発的に行う活動に対してその経費の一部を助成します。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

■申請受付期間 6月30日(水)まで

### ■補助対象団体

町内に居住する、障がい者等や地域住民で構成された5名以上の団体で、次に掲げる要件を全て満たすもの。

- ・町内に活動拠点を置き、主に町内で活動していること。
- ・団体の規約や会則等を定めていること。
- ・障がい福祉に関する1年以上の活動実績があること。
- ・宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ・暴力団または暴力団密接関係者でないこと。
- ・国や地方公共団体から他制度による助成を受けていないこと。
- ・障害福祉サービス等を提供する法人等でないこと。

### ■補助対象事業

ピアサポート、災害対策、孤立防止、社会活動支援、ボランティア活動、その他目的を達するために有効な活動であると町長が認めた事業

### ■補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち、報償費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料および賃借料、その他必要と認められる経費

■補助率 4分の3以内(上限10万円)

### ■申請に必要なもの

申請書等はホームページからダウンロードできます。

- ・補助金交付申請書
- ・実施計画書
- ・収支予算書
- ・補助金交付申請額算出調書
- ・その他必要な書類(団体の規約や会則など、補助対象団体であることが確認できる書類等)

町ホームページ  
検索キーワード

自発的活動支援事業 🔍 検索

問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1311)

## 福祉入浴券の申請について

町内に在住し、条件に該当する方に福祉入浴券を助成します。

希望される方は、下記担当または各支所、各連絡事務所で申請してください。

■年間助成枚数 6枚

### ■助成条件

- ・65歳以上の高齢者  
(令和3年度中に65歳を迎える、昭和31年4月2日から昭和32年4月1日生まれの方も対象)
- ・身体障害者手帳1級から3級の所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者



問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1312)

## 令和3年度 慰霊巡拝の実施予定について

肉親が亡くなった現地で慰霊や追悼を行うため、旧主要地域となった陸上や遺骨収集の望めない海上等における戦没者、旧ソ連地域やモンゴル地域において抑留中に死亡した方の遺族を対象として、慰霊巡拝を行っています。

詳しい内容についてのお問い合わせや、参加を希望する方は、下記担当へご連絡ください。

申込締め切り日は地域によって異なりますが、一番早い地域で4月中旬までですので、お早めの申し込みをお願いします。

問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1311)

## 別海町子ども発達支援センターからのお知らせ

子ども発達支援センターでは、子どもの健やかな成長のために、心身の発達に心配のある子どもや障がいのある子どもと、その保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行います。

- ・ことばの遅れや発音が気になる。
- ・運動が苦手、手先が不器用。
- ・友だちとうまくコミュニケーションがとれない。
- ・落ち着きがない、こだわりが強い。 など

子育てに不安を感じたり、子どもの発達で気になることがありましたら、気軽に何でもご相談ください。

また、北海道立旭川子ども総合療育センターから専門職員(医師、療法士等)の派遣を受け、年数回、地域療育支援を実施しています。支援を希望する方は事前にご相談ください。

### 相談先

別海町子ども発達支援センター  
別海町別海常盤町280番地

(児童デイサービスセンターにこっと内)

TEL 75-1929

※個別療育中や訪問等により電話に出ることができない場合があります。

Eメール

betsukai-day@educet03.plala.or.jp

■開所日 月曜日から金曜日

(国民の祝日、年末年始等を除く)

■開所時間 午前8時45分から午後5時30分

# ファミリー・サポート・センター事業

## 協力(両方)会員、準協力(両方)講習会受講者募集中

「ファミリー・サポート・センター事業」とは、町内在住または、町内に通勤している方で、子育てのお手伝いをしてほしい方【利用会員】と子育てのお手伝いができる方【協力(両方)会員】【準協力(両方)会員】が会員登録し、子育てをサポートする有償の相互援助システムで、新規会員を随時募集しています。

### ■会員要件 (子育てに関する資格は必要ありません)

次の全てを満たす方

- ①健康な20歳以上の方
- ②自宅での預かりや送迎ができる方  
※【準協力(両方)会員】は送迎のみ
- ③子どもの安全のため一定の講習を受講できる方

### ■活動の内容 (子どもは生後3カ月から対象です)

【協力(両方)会員】 協力会員宅等での子どもの預かりや保育施設等の送迎

【準協力(両方)会員】 保育施設等の送迎

### ■30分の利用料

利用会員が協力会員、準協力会員に次の金額を支払います。

平日	午前7時から午後7時	350円
	上記以外の時間	400円
土曜日、日曜日、祝日、 12月29日から 翌年1月3日	時間帯にかかわらず	500円

※4km以上の送迎の場合は、利用料に1km当たり30円が加算されます。

### ■講習会開催予定日時のお知らせ

受講料  
無料

協力(両方)会員、準協力(両方)会員の方には会員登録後、子どもの安全のため子育てに関する講習会に参加していただきます。例年、秋に実施していましたが、本年度は下記のスケジュールにより講習会を実施します。本年度のうちに受講することができなかった講座については来年度以降、別途開催を予定しますのでお気軽にお申し込みください。

### ■会場 別海町役場 (一部、別海町民保健センター)

協力(両方)会員講習会 (全24時間)

5月11日(火)、13日(水)、18日(火)、20日(水)、25日(火)、27日(水)、6月1日(火)、3日(水)

午前10時から午後2時 (お昼休憩1時間)

準協力(両方)会員講習会予定日時 (全5時間)

上記8日間のうちの2日間を講習会に充てますが、日程は未定です。

※詳しくは、申し込み後にご連絡します。

### ■申込締切 4月30日(金)

■申込方法 印鑑と受講者の顔写真(縦4cm×横3cm)を準備し、下記担当か各支所までお越しください。

※利用会員についても随時募集しています。

問合せ/こども・子育て担当 (内線1313)

## 巡回児童相談について

巡回児童相談とは、釧路児童相談所が児童の健全育成を図るため、遠くの地域等を巡回し、児童に係る助言や指導等を行うものです。

### ■相談内容

- ・18歳未満の児童の心や体に関する相談
- ・学校や家庭での問題についての相談
- ・療育手帳等の判定
- ・その他児童に関する相談

### ■申込み

相談実施日の1カ月前までに下記担当へご連絡ください。

※6月の相談を希望する場合は4月23日(金)までに下記担当へご連絡ください。

### ■会場 町民保健センター

### ■日程

実施月日		相談時間
6月	1日(火)	午前10時30分から午後5時30分
	2日(水)	午前8時45分から午後3時45分
7月	6日(火)	午前10時30分から午後5時30分
	7日(水)	午前8時45分から午後3時45分
9月	14日(火)	午前10時30分から午後5時30分
	15日(水)	午前8時45分から午後3時45分
10月	25日(月)	午前10時30分から午後5時30分
	26日(火)	午前8時45分から午後3時45分
令和4年 1月	25日(火)	午前11時から午後5時30分
	26日(水)	午前8時45分から午後3時15分

問合せ/社会・障がい福祉 (内線1311)

## 心身障害者 一般巡回相談 について

北海道立心身障害者総合相談所では、18歳以上の方を対象にした一般巡回相談を行っています。

- 巡回日程
  - ・中標津町 6月22日(火)、23日(水)
  - ・根室市 6月24日(木)

■主な相談内容 補装具の処方および適合判定、療育手帳の新規および再判定

問合せ/社会・障がい福祉 (内線1312)